

2026年2月24日

各 位

会 社 名 竹 本 容 器 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 竹 本 笑 子
(コード番号：4248 東証スタンダード市場)
問 い 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 室 長 戸 田 琢 哉
(TEL. 03-3845-6107)

監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2026年2月24日開催の取締役会において、監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度（以下「監査等委員向け制度」といいます。）の導入を決議し、関連する議案を2026年3月24日開催予定の第75期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

1. 監査等委員向け制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

当社は、2024年3月26日開催の当社第73期定時株主総会において、当社の監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を付与することについてご承認いただいております。

監査等委員向け制度は、同様の目的で導入するものです。

(2) 導入の条件

監査等委員向け制度は、当社の監査等委員である取締役（以下「対象取締役」といいます。）に対し、譲渡制限付株式を取締役の報酬等として付与し、又は、譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、監査等委員向け制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の監査等委員である取締役報酬等の額は、2016年3月29日開催の第65期定時株主総会において、年額50百万円以内にご承認いただいておりますが、本株主総会では、当該報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して監査等委員向け制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 監査等委員向け制度の概要

監査等委員向け制度による譲渡制限付株式の付与は、①取締役の報酬等として金銭の払込み若しくは財産の給付を要せず当社普通株式の発行若しくは処分をする方法、又は②対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社普通株式の発行若しくは処分をする方法のいずれかの方法により行うものといたします。

監査等委員向け制度により発行又は処分される当社普通株式の総数は、年間10,000株以内とし、その報酬総額は、現行の金銭報酬額とは別枠で年額10百万円以内といたします（ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合には、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。）。

また、上記②の方法により当社の普通株式を発行又は処分する場合、その1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とされない範囲において取締役会において決定いたします。

監査等委員向け制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間としております。各対象取締役への具体的な配分については、監査等委員である取締役の協議において決定いたします。

なお、監査等委員向け制度による譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① 対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 法令、社内規則又は本割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を当然に無償で取得すること

以上